

■ 事前協議の提出図書

事前協議では、景観計画に定めた景観形成基準への適合について確認するとともに、つくり手側の創意工夫を活かしながらより良いデザインとなるよう協議を行います。

計画段階や基本設計の段階など、デザインの詳細が確定する前に協議をしてください。

なお、国、県、市が行う行為は、事前相談となり、事前協議の対象にしていません。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①事前協議書（様式第1）	・行為の種類に応じて、「別紙1 建築物概要書」または「別紙2 工作物概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・基本計画図	・位置図：2,500分の1以上 ・基本計画図：100分の1以上 ・基本計画図は、配置、平面、立面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	・景観配慮検討書（エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の検討書を、記入例を参考に作成
開発行為	①事前協議書（様式第1）	・「別紙3 開発行為概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・基本計画図	・位置図：2,500分の1以上 ・現況図、基本計画図：1,000分の1以上 ・基本計画図は、造成等の平面、断面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	・景観配慮検討書（エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の検討書を、記入例を参考に作成

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。